

答申第 908 号

諮問第 1598 号

件名：特定の事業者に関し廃棄物処理法違反で刑事捜査を受けたか否かが分かる一切の情報の不開示（存否応答拒否）決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、存否を答えるだけで不開示情報を開示することになるとして不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 30 年 9 月 25 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が同年 10 月 9 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。

本件不開示決定は、存否応答拒否処分をすべきではなく、部分開示決定で対処すべきところを、存否応答拒否処分に対処したもので、違法な処分であり、取り消されるべきである。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件請求対象文書を不開示としたというものである。

(1) 本件請求対象文書について

本件請求対象文書は、A 市で廃棄物処理業の取消しを受けた「B 社」という名称の事業者に関して、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）違反で刑事捜査を受けたか否かが分かる情報が記載された文書であると解した。

(2) 存否応答拒否について

ア 条例第 7 条第 4 号について

本件請求対象文書の存否を明らかにすると、捜査機関が法違反について特定の事業者に関して捜査を行ったか否かの情報が明らかとなる。特定の事業者が捜査対象とされていたか否かの情報は、捜査活動の方針、

対象等に関する情報であって、これらが公になると捜査機関の実態が明らかとなり、今後同様の捜査活動において、捜査対象関係者が証拠を隠滅するおそれや、捜査対象関係者の逃亡を容易にするおそれがある。

したがって、本件請求対象文書の存否を明らかにすることにより、特定の事業者に関して法違反に係る捜査が行われていることが判明し、捜査活動が阻害され、又は適正に執行できなくなる可能性がある。

よって、本件請求対象文書の存否に関する情報は条例第 7 条第 4 号に該当する。

イ 条例第 7 条第 6 号該当性について

県の環境保全業務においては、廃棄物の不法投棄や不適正処理等について告発や情報提供を捜査機関に行い、又は捜査機関からの情報提供を得ることにより、適正な事務の遂行が可能となる場合も多く存在する。

そのため、本件請求対象文書の存否を明らかにすると、特定の事業者が捜査対象とされていたか否かが明らかとなり、捜査機関の捜査手法が判明するおそれがある。その結果、県と捜査機関との信頼関係を損ない、環境保全業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、本件請求対象文書の存否に関する情報は条例第 7 条第 6 号に該当する。

ウ 条例第 10 条該当性について

前記ア及びイにより、本件開示請求に対して本件請求対象文書の存否を答えることは、条例第 7 条第 4 号及び同条第 6 号の不開示情報を開示することと同様の結果となることから、条例第 10 条の規定により、本件請求対象文書の存否を明らかにしないで不開示決定を行ったものである。

4 審査会の判断

(1) 本件請求対象文書について

本件請求対象文書は、A 市で廃棄物処理業の取消しを受けた「B 社」という名称の事業者に関して、法違反による刑事捜査を受けたか否かが分かる情報が記載された文書であると認められる。

(2) 存否応答拒否について

ア 行政文書の開示請求があった場合、条例は、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならないが、条例第 10 条は、開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否できるとしている。例えば、個人を特定した病歴情報や特定分野に限定しての試験問題の出題予定に関する開示請求に対して不開示又は不存在の回答をすることにより、当

該個人の病歴情報の存否や試験問題の出題分野を明らかにしてしまう場合などがこれに当たる。

そして、「開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなる」とは、開示請求に係る行政文書の存否自体の情報が条例第 7 条各号の規定により保護すべき情報に当たる場合をいう。なお、条例第 7 条は、第三者の権利利益及び公益との調整を図るため、不開示とする必要がある情報を不開示情報として規定している。

以上の考え方に基づき、存否応答拒否の適否について以下検討する。

イ 条例第 7 条第 4 号は、公共の安全と秩序の維持を確保するため、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めるにつき相当の理由がある情報が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

ウ 本件開示請求は、特定の事業者を指定して、法違反による刑事捜査を受けたか否かが分かる文書を請求したものである。

本件請求対象文書の存否を答えることにより、特定の事業者に関して刑事捜査が行われたか否かの情報（以下「本件存否情報」という。）が明らかとなると認められる。

エ 本件存否情報は、刑事捜査の対象に関する情報であり、これが公になると、捜査対象となった事業者に対し、同業他社が捜査状況に関する聞き取り等を行うことによって、捜査機関の手の内情報が判明するおそれがあり、その結果、今後同様の捜査において、事業者が証拠を隠滅したり、法違反を容易にしたりするなど、犯罪の予防、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、本件存否情報は、条例第 7 条第 4 号に該当する。

オ したがって、実施機関の主張する本件存否情報の条例第 7 条第 6 号該当性を論ずるまでもなく、本件請求対象文書の存否を明らかにすることは、条例第 7 条第 4 号に規定する不開示情報を開示することと同様の結果となることから、実施機関が条例第 10 条の規定により、本件請求対象文書の存否を明らかにしないで不開示決定を行ったことは妥当である。

(3) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

A 市で廃棄物処理業の取り消しとなった「B 社」に関し、

4 廃棄物処理法違反で刑事捜査を受けたか否かがわかる一切の情報

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
31. 3. 26	諮問 (弁明書の写しを添付)
1. 5. 28 (第 574 回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
1. 6. 27 (第 575 回審査会)	審議
1. 7. 29	答申